

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正

一 普通地方公共団体の委員会等が在宅勤務等手当の支給の基準に関する規則の制定等を行う場合に当該普通地方公共団体の長への協議を要するものとする。 (第三百三十二条関係)

二 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準給与年額の算定基礎から在宅勤務等手当を除外するものとする。 (第七十三条の四関係)

第二 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る地方自治法施行令の規定を合併特例区の長等の損害賠償責任の一部免責について準用するための規定の整備を行う。 (第五十条関係)

第三 施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行するものとする。